

令和 4 年度

# 最新規制適合自動車代替促進事業

## 補助制度の案内書

この制度は、大気環境の改善を図るため、貨物自動車等(トラック等)・乗合自動車等(バス等)をより環境性能のよい「最新規制適合自動車」に買い替える場合に補助を行うものです。

＜受付期間＞令和 5 年 3 月 1 日(水)まで

令和 4 年 4 月

名古屋市

## 目次

ページ

1 補助を申請できる方	1
2 補助要件	3
3 補助金額	8
4 受付台数（予定）	8
5 補助金交付の流れ	8
6 補助金の交付申請・完了報告方法について	9
7 補助金の交付申請について	10
8 完了報告について	11
9 補助金の請求について	12
10 その他	12
申請書類等の提出先・問い合わせ先	裏表紙

### (注意事項)

- ◇受付期間内に持参、郵送（消印有効）又は電子メールで先着順に受け付けます。
- ◇受付期間外の受付はできません。
- ◇予算額を超えた場合は、その日に受付を終了いたします。受付終了日に複数の申請があった場合は、当該日に受け付けた申請書の中で抽選を行います。
- ◇補助要件に当てはまらないものは対象となりません。詳しくは3～7ページ「2 補助要件」をご覧ください。
- ◇必ず、交付決定後に新車の新規登録及び購入に係る代金の支払いを行ってください。  
交付決定日より前に登録又は支払いを行った場合、補助を受けることはできません。

## 1 補助を申請できる方

### ◎名古屋市内に事業所を有する中小企業者等で、次の(1)～(13)のいずれかに該当する法人・個人事業主

※ただし、国・地方公共団体が出資する法人は除く。

- (1) 次のいずれかに該当し、「特定事業」(農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)以外の業種をいう。以下同じ)を行うもの(2)の業種を除く)。

- ・資本の額(出資の総額)が3億円(卸売業は1億円、サービス業・小売業は5,000万円)以下の会社
- ・常時使用する従業員が300人(卸売業・サービス業は100人、小売業は50人)以下の会社・個人

- (2) 資本の額(出資の総額)及び従業員数とその業種ごとに下表の数字以下で、特定事業を行う会社・個人

	業種	資本の額(出資の総額)	従業員数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
三	旅館業	5,000万円	200人

- (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの
- (5) 特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数300人(卸売業・サービス業は100人、小売業は50人)以下のもの
- (6) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- (7) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その構成員の三分の二以上が資本金の額(出資の総額)が5,000万円(卸売業は1億円)以下の法人又は常時50人(卸売業・サービス業は100人)以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (8) 中小企業信用保険法に規定する酒類業組合
- (9) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- (10) 農業信用保障保険法に規定する農業者等
- (11) 独立行政法人農林漁業信用基金法に規定する林業者等
- (12) 中小漁業融資保証法に規定する中小漁業者等
- (13) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会

◎名古屋市内の次の(1)～(4)のいずれかの施設の設置者（バスのみ）

※ただし、国立、公立、国・地方公共団体が出資する法人は除く。

- (1) 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
- (2) 児童福祉法に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）
- (3) 社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設（救護施設、更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設、幼保連携型認定こども園、母子、父子福祉施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設など）
- (4) 医療法に規定する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所

◎自動車リース事業者（上記の者を自動車の使用者として貸し渡しを行う場合に限る）

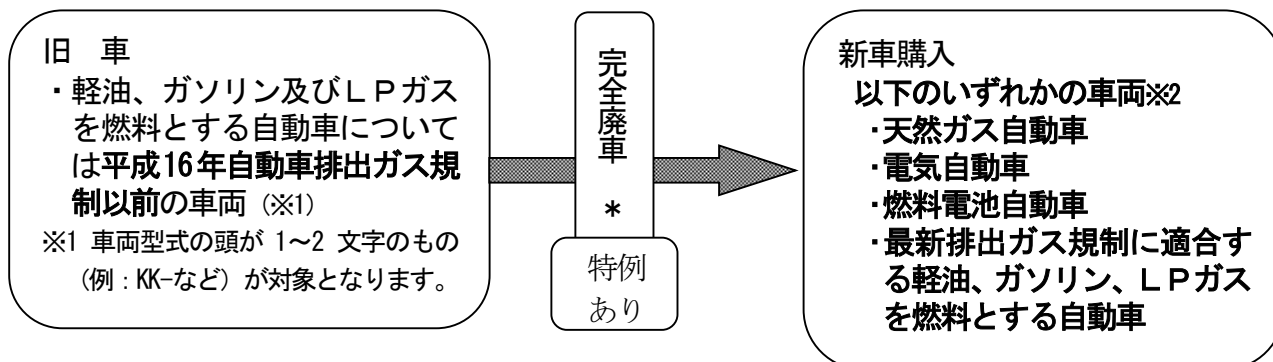
★対象とならない方：個人（事業を行っていない方）

また、次の場合は対象となりません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ レンタルで導入又はレンタルに使用する場合</li><li>・ 既に車両登録、支払いをしている場合</li><li>・ 代金支払いがクレジット購入や割賦方式等で、所有権が他者に留保される場合</li></ul> |
|--|

## 2 補助要件 (具体的な要件は4～7ページをご覧ください)

◎貨物自動車等・乗合自動車を完全廃車（「永久抹消登録」又は一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」）し、最新規制適合自動車に買い替えること。



※2 ただし、国が行う補助の対象となる車両は、本市の補助の対象外となります

### \* 【旧車完全廃車不要の特例要件】

新車に次の車両を購入する場合に限り、旧車の完全廃車は不要です。（ただし、旧車をそのまま所有し続けることは原則不可。下取りに出すことが可能です。旧車の所有者がリース事業者の場合のみ、使用者の変更でも可とします。）

- ・天然ガス自動車
- ・電気自動車
- ・燃料電池自動車
- ・軽油、ガソリン、LPガスを燃料とする車両総重量3.5トン超7.5トン以下の自動車で平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの
- ・軽油、ガソリン、LPガスを燃料とする車両総重量7.5トン超の自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの

### \* 【廃車手続きの特例：廃車手続きに日数がかかる場合】

- ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法といいます。）」の施行に伴い、抹消・解体届出の完了には相当の日数がかかることがありますので、自動車リサイクル法上の引取業者から発行される同法に基づく「使用済自動車引取証明書」の発行日を「永久抹消登録」、又は「滅失・解体等届出」の日とみなすことができます。
- ・新車（購入車両）の「初度登録日から前後6ヵ月以内」かつ「令和5年3月17日まで」に登録事項等証明書の写し等を提出できない場合は、次の書類を完了報告時に提出してください。

（完了報告時に提出していただく書類）

- ① 自動車リサイクル法に基づく引取業者の「使用済自動車引取証明書」の写し
- ② 補助金交付申請者、引取業者、旧車の所有者の連名で車両を必ず解体する旨の「確約書※」（※確約書は別添の様式記入例を参考に作成してください。）

\*注意：この場合、引取日から6ヵ月以内に解体を完了したことを証する「登録事項等証明書」の写し等を必ず提出してください。提出がない場合は、補助金を返還していただくことになります。

以下の要件にあてはまらない場合は補助対象となりません。

## ◎貨物自動車等

### (1) 新車（購入車両）と旧車の共通要件

- 事業に使用するものであること(ナンバーの色は問いません。)
- 所有者、使用者が変わらないこと。ただし、次の場合は所有者が変わらないとみなすことができる。
  - ・補助対象者（1 ページの中小企業者等）が所有する旧車を廃車し、リースにより新車を導入した場合。
  - ・旧車の使用者と新車の所有者（リース導入の場合は使用者）が同一の補助対象者（1 ページの中小企業者等）の場合。
- 名古屋市内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- 車両総重量が3.5トン超であること。
- 用途、車体の形状が原則として変わらないこと。

### (2) 新車（購入車両）の要件

- 車両登録、支払い前であること。
- 新車購入かつ初度登録であること。
- 以下に示す最新規制適合自動車であること。
  - ・天然ガス自動車(天然ガスとガソリン等を切り替えて使用するバイフューエル車を含む。)
  - ・電気自動車、燃料電池自動車
  - ・軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。）で、「平成28年排出ガス規制」に適合したもの
  - ・ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車を除く。）で、「平成17年排出ガス（NO<sub>x</sub>・PM）規制」に適合したもの
  - ・ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車）で、「平成21年排出ガス（NO<sub>x</sub>・PM）規制」に適合したもの
- 国が行う補助の対象車両でないこと。

《令和4年度に国の補助対象となる主な車両（想定）》

- (1) 天然ガス自動車（車両総重量12トン超）
- (2) 電気自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 軽油を燃料とする事業用（緑ナンバー）貨物自動車（小型・中型）（車両総重量3.5トン超12トン以下）で平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
- (6) 軽油を燃料とする事業用（緑ナンバー）貨物自動車（大型）（車両総重量12トン超）で平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの

- 令和5年3月17日までに購入代金の全額を支払うこと。
- 新車(購入車両)の新規登録を、旧車の車検証の有効期間満了日の6ヵ月後までかつ令和5年3月17日までに行うこと。

- 車両総重量が旧車の1.5倍以内であること。
  - 3ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車の完全廃車を行わない場合は、以下の車両であること。
    - ・天然ガス自動車
    - ・電気自動車
    - ・燃料電池自動車
    - ・軽油、ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする小型貨物自動車（車両総重量3.5トン超7.5トン以下）で、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能のよいもの
    - ・軽油、ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする中・大型貨物自動車（車両総重量7.5トン超）で、平成27年度燃費基準を満たすもの
- (以降、リース事業者の場合)
- 令和5年3月17日までに自動車の使用者と自動車賃貸借契約を締結すること。
  - 自動車賃貸借契約中の月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること。

### (3) **旧車**の要件

- 車齢8年超（初度登録年月日から廃車日までが8年超）であること。
- 軽油、ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする自動車については平成16年自動車排出ガス規制以前の車両であること。（自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制識別記号がアルファベット1～2文字であること。）
- 道路運送車両法第15条に基づく「永久抹消登録」又は同法第16条第3項に基づく一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」により廃車手続きを行うこと。（一時抹消しただけでは、補助の対象になりません。）
- 新車(購入車両)の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和5年3月17日までに「永久抹消登録」又は一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」を完了すること。
- 3ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車を完全廃車しない場合は、新車(購入車両)の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和5年3月17日までに旧車の使用者変更を完了すること。

## ◎乗合自動車等

### (1) 新車（購入車両）と旧車の共通要件

- 事業に使用するものであること(ナンバーの色は問いません。)
- 所有者、使用者が変わらないこと。ただし、次の場合は所有者が変わらないとみなすことができる。
  - ・補助対象者（1 ページの中小企業者等、2 ページの施設の設置者）が所有する旧車を廃車し、リースにより新車を導入した場合。
  - ・旧車の使用者と新車の所有者（リース導入の場合は使用者）が同一の補助対象者（1 ページの中小企業者等、2 ページの施設の設置者）の場合。
- 名古屋市内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- 乗車定員11人以上（車いす移動車にあつては10人以上）であること。

### (2) 新車（購入車両）の要件

- 車両登録、支払い前であること。
- 新車購入かつ初度登録であること。
- 以下に示す最新規制適合自動車であること。
  - ・天然ガス自動車(天然ガスとガソリン等を切り替えて使用するバイフューエル車を含む。)
  - ・電気自動車、燃料電池自動車
  - ・軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車含む。)で、以下の排出ガス(NO<sub>x</sub>・PM)基準に適合したもの
    - 車両総重量1.7トン超3.5トン以下の乗合自動車  
平成30年排ガス規制
    - 車両総重量3.5トン超の乗合自動車  
平成28年排出ガス規制
  - ・ガソリン又はLPガス(液化石油ガス)を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車を除く。)で、以下の排出ガス(NO<sub>x</sub>・PM)基準に適合したもの
    - 車両総重量1.7トン超3.5トンの乗合自動車  
平成30年排ガス規制
    - 車両総重量3.5トン超の乗合自動車  
平成17年排出ガス規制
  - ・ガソリン又はLPガス(液化石油ガス)を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車)で、以下の排出ガス(NO<sub>x</sub>・PM)基準に適合したもの
    - 車両総重量1.7トン超3.5トンの乗合自動車  
平成30年排ガス規制
    - 車両総重量3.5トン超の乗合自動車  
平成21年排出ガス規制



- 国が行う補助の対象車両でないこと。

《令和4年度の該当車両（想定）》

- (1) 天然ガス自動車
- (2) 電気自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) ハイブリッド自動車

- 令和5年3月17日までに購入代金の全額を支払うこと。
- 新車(購入車両)の新規登録を、旧車の車検証の有効期間満了日の6ヵ月後までかつ令和5年3月17日までに行うこと。
- 3ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車の完全廃車を行わない場合は、以下の車両であること。
  - ・天然ガス自動車
  - ・電気自動車
  - ・燃料電池自動車
  - ・軽油、ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする車両総重量3.5トン超7.5トン以下の自動車で、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能のよいもの
  - ・軽油、ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする車両総重量7.5トン超の自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの(以降、リース事業者の場合)
- 令和5年3月17日までに自動車の使用者と自動車賃貸借契約を締結すること。
- 自動車賃貸借契約中の月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること。

### (3) **旧車**の要件

- 車齢8年超（初度登録年月日から廃車日までが8年超）であること。
- 軽油、ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする自動車については平成16年自動車排出ガス規制以前の車両であること。（自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制識別記号がアルファベット1～2文字であること）
- 道路運送車両法第15条に基づく「**永久抹消登録**」又は同法第16条第3項に基づく**一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」**により**廃車手続き**を行うこと。（一時抹消しただけでは、補助の対象になりません。）
- 新車(購入車両)の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和5年3月17日までに「**永久抹消登録**」又は**一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」**を完了すること。
- 3ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車を完全廃車しない場合は、新車(購入車両)の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和5年3月17日までに旧車の使用者変更を完了すること。

### 3 補助金額

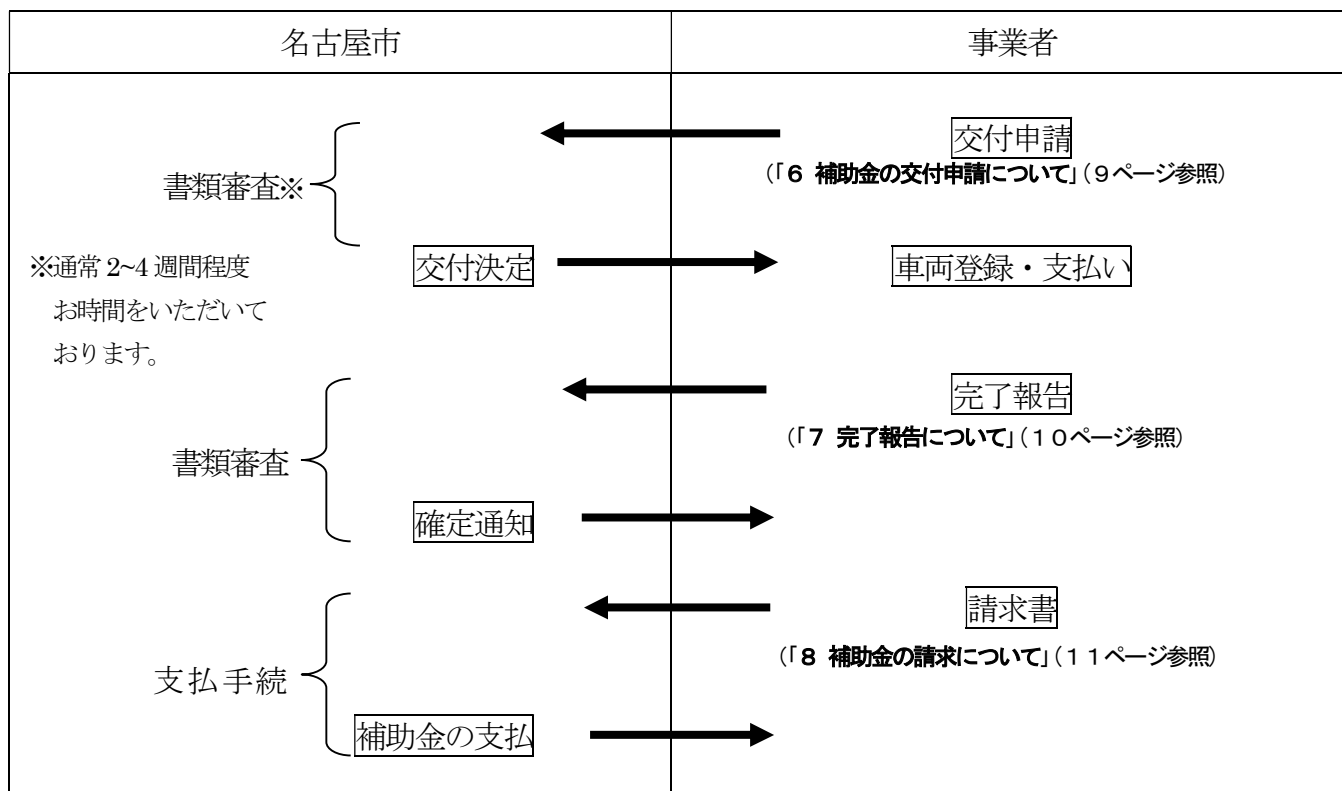
- ◎貨物自動車（小型）（車両総重量3.5トン超7.5トン以下）  
30万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は10万円）
- ◎貨物自動車（中型）（車両総重量7.5トン超12トン以下）  
40万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は20万円）
- ◎貨物自動車（大型）（車両総重量12トン超）  
50万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は30万円）
- ◎乗合自動車  
35万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は15万円）

なお、1者あたり2台を限度とします。また、変更交付申請（交付決定後の事業内容変更）を実施した場合は、変更前と変更後の補助金額のうち、低い方を適用します。

### 4 受付台数

- ◎補助台数 9台程度（ただし予算の範囲内に限る）
- ※申請額が予算額に達した後は、補欠（キャンセル待ち）としての受付になります。

### 5 補助金交付の流れ



注1 交付申請時に補助要件を満たしていても、完了報告時に補助要件を満たしていなければ、補助金の支払いはできません。

注2 **交付決定後に車両登録、支払いをしてください。**

## 6 補助金の交付申請・完了報告方法について

<受付方法> 持参、郵送(当日消印有効)又は電子メール

※先着順。受付期間 (p. 10 参照) 以外の受付不可。予算額に達した場合はその日で受付を終了します。  
受付終了日に複数の申請があった場合は、当該日に受け付けた申請書の中で抽選を行います。

<電子メール手続きについて>

- 令和2年12月から、申請書や報告書などの様式において代表者印の押印が不要となり、電子メールでも書類を提出できるようになりました。
- 提出書類一式をPDFファイルまたは画像データにして、名古屋市環境局大気環境対策課 (a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp) あてに電子メールで送付してください。
- メールの件名は「名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金申請」「名古屋市トラック補助金申請」など、補助金の申請手続きであるとわかるように記載してください。
- 最初に提出書類一式が送付されたメールアドレスを事業者ごとに登録します。大気環境対策課へのメール送付は、以後同一のアドレスを使用してください。アドレスを変更したい場合は再度自動車検査証等の送付が必要となりますので、別途ご相談ください。

## 7 補助金の交付申請について

<受付期間> 令和5年3月1日（水）まで

<提出書類(⑦～⑨はリース事業者の場合、添付してください。)>

- ① 補助金交付申請書（様式第1又は様式第2）
- ② 事業計画書（様式第1-2又は様式第2-2）
- ③ 購入する車両の「見積書」の写し（リースの場合はリースの契約書又は見積書）（※一式表示は不可。車両本体価格、天然ガス自動車への改造費、架装、付属品、諸費用、特別仕様、消費税及び地方消費税など内訳が分かるもの。リースの場合は補助金を適用した上で見積もりをしてください。）
- ④ 旧車の「車検証」の写し、又は既廃車車両の「登録事項等証明書」の写し
- ⑤ 委任状（様式）（申請者が代表者ではない（「名古屋営業所長」など代表権のない場合））
- ⑥ 新車（購入車両）の概要（車両総重量・最大積載量・型式等）が分かる書類（カタログ、諸元表等（型式から最新規制適合であることが不明な場合は適合であることが分かる書類も含む））
- ⑦ 貸与料金の算定根拠明細書（様式第3）
- ⑧ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容が分かる書類
- ⑨ 使用者（借受人）の使用の本拠の位置が分かる書類

<その他>

- ・ 交付申請に基づき内容について適否を審査のうえ、交付を決定します。
- ・ 交付を決定次第、本市から「交付決定通知書」を送付します。この書類は補助金支払の際に使用しますので、大切に保管してください。
- ・ 交付決定後に交付申請の内容に変更が生じた場合は、「変更交付申請書（様式第6）」と「交付決定通知書」の写しを提出してください。
- ・ 交付決定後に交付を辞退する場合は、「補助金交付辞退届（様式第8）」と「交付決定通知書」の写しを提出してください。
- ・ 押印の廃止に伴い、リース事業者による申請の際には、交付決定時に車両の使用者に対し補助金の交付申請がされている旨のお知らせをさせていただきます。

## 8 完了報告について

◎名古屋市からの交付決定後、車両購入・登録等が完了した際、速やかに完了報告をしてください。

<提出期限> 令和5年3月17日（金）まで

<提出書類(⑨⑩はリース事業者の場合添付してください。)>

- ① 完了報告書(様式第9又は様式第10)
- ② 事業実施報告書(様式第9-2又は様式第10-2)
- ③ 「領収書等<sup>※</sup>」の写し(車両本体及び架装費用等の全てについて)  
※代金の一部又は全額を約束手形にて支払った旨の領収書である場合は、「受取証明書」(様式)も添付すること。
- ④ 新車(購入車両)の「車検証」の写し(型式から最新規制適合であることが不明な場合は適合であることが分かる書類も含む)
- ⑤ 旧車の「登録事項等証明書」の写し等(旧車の廃車または名義変更をしたことがわかるもの)<sup>※</sup>  
(※) 提出期限までに廃車ができない場合は以下の書類を提出すること。
  - 自動車リサイクル法に基づく引取業者の「使用済自動車引取証明書」の写し
  - 補助金交付申請者・引取業者・旧車の所有者の連名で車両を必ず解体する旨の「確約書」(様式)  
この場合、解体を完了したことを証する「登録事項等証明書」の写しを引取日から6ヵ月以内に必ず提出すること。
- ⑥ 新車(購入車両)の写真2枚(架装部分・ナンバーを含む車両全景写真1枚及びナンバーを含む補助を受けた車両である旨の啓発ステッカー貼付部分の写真1枚)
- ⑦ 「交付決定通知書」の写し又は「変更交付決定通知書」の写し
- ⑧ 新車(購入車両)の「売買契約書」等の写し(購入車両の車検証の「所有者の氏名又は名称」欄と補助金交付申請者が異なる場合のみ必要)
- ⑨ 自動車賃貸借契約書の写し
- ⑩ 貸与料金の算定根拠明細書(様式第3)(申請時と異なる場合のみ)

<その他>

- ・完了報告に基づき内容について適否を審査のうえ、補助金の交付額を確定し、「交付額確定通知書」を送付します。
- ・この書類は補助金支払の際に必要なため、大切に保管してください。

## 9 補助金の請求について

◎名古屋市からの交付額確定通知を受け取った後、速やかに補助金の請求をしてください。

<提出書類>

- ① 補助金請求書（様式第12）
- ② 「交付決定通知書」の写し、「変更交付決定通知書」の写し又は「交付額確定通知書」の写し

<その他>

- ・請求書等の内容を確認のうえ、指定された口座に補助金を支払います。
- ・支払い後の連絡は行いませんので、通帳の記入等でご確認ください。

## 10 その他

- ・この補助制度は**国の補助制度と併用できません**。県や他の団体の補助制度との併用は可能です。
- ・補助金の交付を受けて取得した車両については、取得後一定期間（次表「耐用年数表」参照）は市長の承認を受けることなく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し（リース事業者で貸与を目的として導入した場合を除く）、担保に供し又は改廃しないでください。併せて、**用途を他に変更しないでください**。
- ・やむを得ず財産を処分等する場合には、事前に、その理由及び内容を記載した「取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第13）」を名古屋市に提出し、市の承認を受けてください。この場合、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・当該補助金に関する書類は、車両の耐用年数が経過するまで保存してください。

○耐用年数表（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）より作成）

構造又用途	細 目		耐用年数(年)
特殊自動車(タンク車、塵芥車、し尿車、その他特殊車体を架装したもの)	「小型車」(塵芥車、し尿車は積載量2t以下、その他は総排気量 20以下)		3
	「小型車以外」(塵芥車、し尿車は積載量2t超、その他は総排気量 20超)		4
運送事業用、自動車教習所用車両	自動車(乗合自動車を除く)	「小型車」(貨物自動車は積載量 2t以下、その他は総排気量 20以下)	3
		「小型車以外・大型乗用車以外」(貨物自動車は積載量2t超、その他は総排気量20超、乗用車は30未満)	4
	乗合自動車(緑ナンバー)		5
前掲のもの以外の自動車	貨物自動車	ダンプ式のもの	4
		ダンプ式以外のもの	5
	その他(乗合自動車・乗用車(白ナンバー))		6

※車検証の最大積載量、総排気量、車体の形状等でご確認ください。



## 申請書類等の提出先・問い合わせ先

名古屋市環境局大気環境対策課交通環境対策係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL (052) 972-2682

メールアドレス : a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

市公式ウェブサイトURL : <https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-2-0-0-0-0-0-0.html>



←QRコードから補助金のページにアクセスできます。

☆本市の「環境保全設備資金融資」のご案内も市ホームページに掲載しております。

補助とは条件が異なりますので、ご利用の際はお手数ですが、ご案内をご覧ください。